

平成 18 年度診療報酬改定結果検証に係る調査
ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査
結果概要（速報）

1. 目的

- ・ ニコチン依存症管理料を算定している保険医療機関の実態把握
- ・ 禁煙治療の実施状況と禁煙成功率の把握

2. 調査対象

■一次調査

<施設調査>

- ・ 全国の保険医療機関の中で、平成 18 年 7 月 1 日現在にニコチン依存症管理料を算定している施設から無作為に抽出した 1,000 施設。

<患者調査>

- ・ 上記の調査対象施設において、平成 18 年 6 月および 7 月の 2 ヶ月間に医療機関でニコチン依存症管理料の算定を開始した患者全員。

■二次調査

- ・ 一次調査に回答した施設における患者調査対象者。

3. 調査方法

■一次調査

<施設調査>

- ・ 自記式調査票の郵送配布・回収。
- ・ 調査時期は平成 18 年 12 月～平成 19 年 1 月。
- ・ 施設の概況および禁煙治療の状況について調査した。

<患者調査>

- ・ 医療機関が記入する自記式調査票の郵送配布・回収。治療終了 3 ヶ月後の状況については、医療機関が対象患者に電話調査を実施し、その結果を調査票に転記した。
- ・ 調査時期は平成 18 年 12 月～平成 19 年 1 月。
- ・ 当該患者の追跡のため、患者ごとに ID を付与し追跡を可能とした。

■二次調査

- ・ 一次調査の患者調査対象者について、治療終了から 5～6 ヶ月目となる平成 19 年 3 月に、その時点での禁煙／喫煙の状況を医療機関側から追跡調査を行う。
- ・ 調査実施は平成 19 年 3 月（2 月末に発送、現在調査中）。

4. 調査項目

調査		項目
一次調査	施設調査 (様式 1)	<ul style="list-style-type: none"> 施設区分、所在地、一日平均外来患者数、開設主体、標榜診療科 施設基準の届出年月、禁煙治療の体制、禁煙治療に携わる職員数、平均指導時間、ニコチン依存症管理料算定患者数
	患者調査 (様式 2)	<ul style="list-style-type: none"> 性別、年齢、喫煙年数・本数、TDS 点数、算定状況、指導終了時の喫煙・禁煙の状況、指導終了 3 ヶ月後の喫煙・禁煙の状況 等
二次調査 (様式 3)		<ul style="list-style-type: none"> 指導終了 5~6 ヶ月後 (平成 19 年 3 月時点) の状況

5. 結果概要

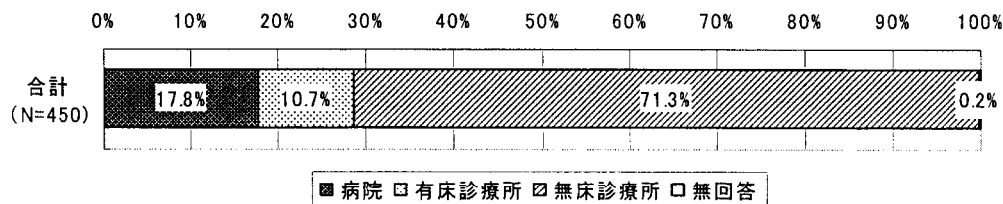
(1) 回収の状況 (図表 1)

調査票	有効回収数	回収率
施設調査票 (様式 1)	450	45.0%
様式 2 に記載された患者数	3,808	—

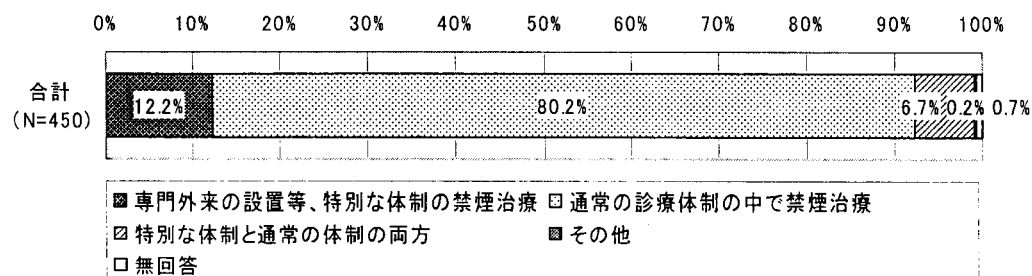
※平成 19 年 2 月 9 日現在の状況

(2) 施設調査

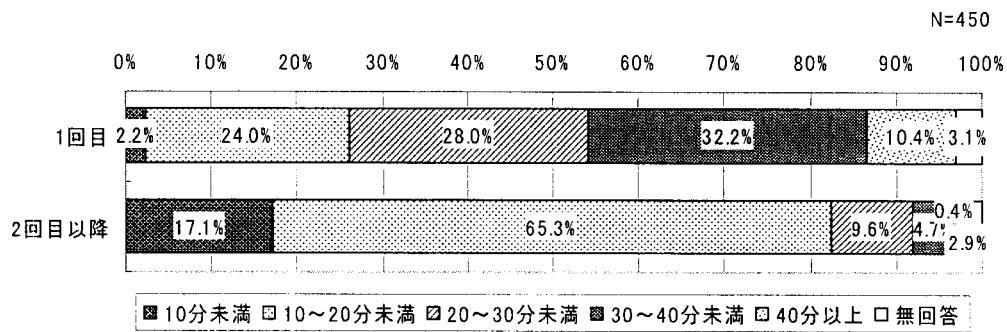
・ 施設区分 (図表 2)



・ 禁煙治療の体制 (図表 3)

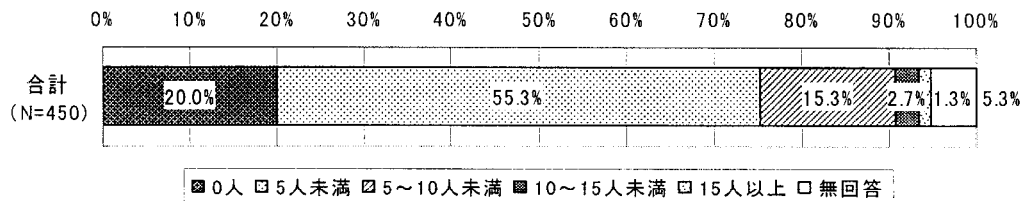


- 患者に対する1回あたりの指導時間（1回目および2回目以降）（図表4）



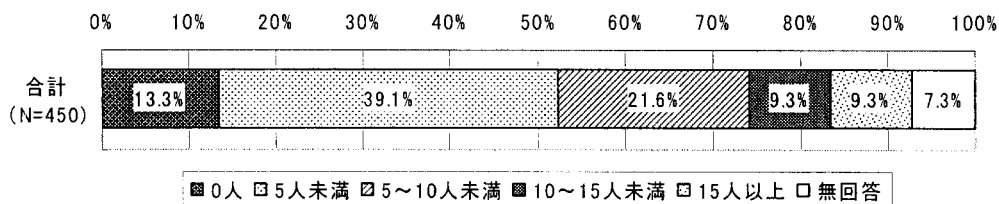
※1回目：平均 24.72 分（標準偏差 12.44）、2回目以降：平均 12.55 分（標準偏差 6.33）

- 1ヶ月間のニコチン依存症管理料算定患者数（1回目：平成18年11月の状況）（図表5）



※ 平均 2.85 人（標準偏差 3.15）

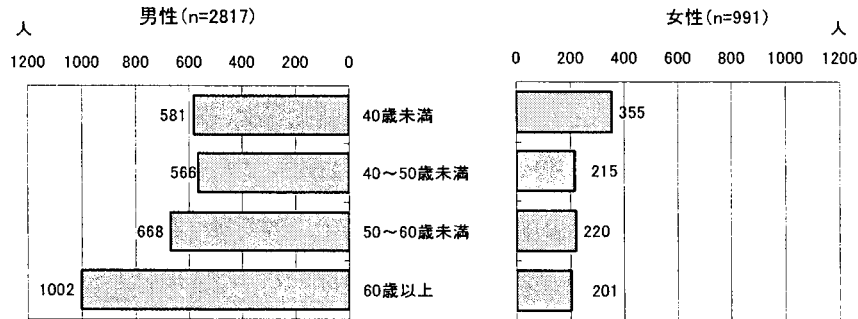
- 1ヶ月間のニコチン依存症管理料算定患者数（2回目以降：平成18年11月の状況）（図表6）



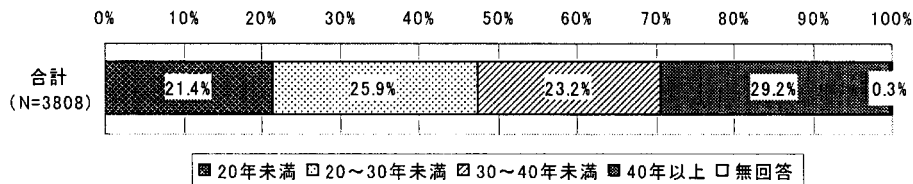
※ 平均 5.93 人（標準偏差 7.28）

(3) 患者調査

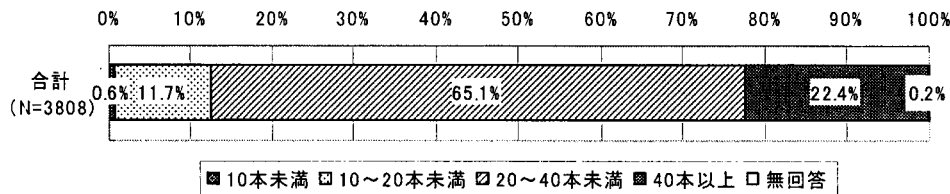
- 回答者の属性：男性 2,817 人、女性 991 人、計 3,808 人（図表 7）



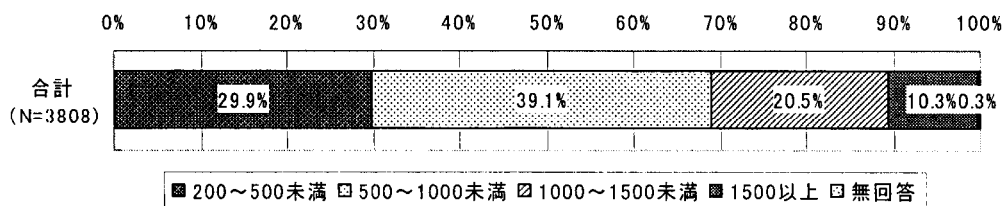
- 喫煙年数（図表 8）



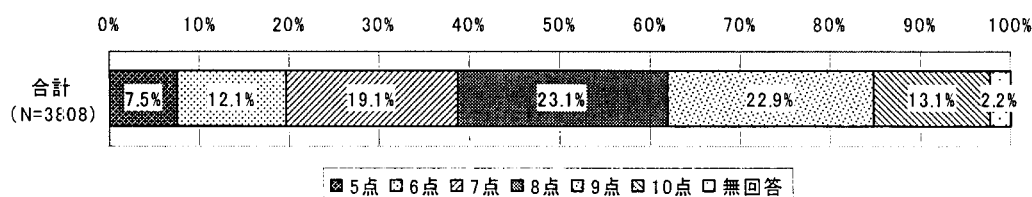
- 1日あたり喫煙本数（図表 9）



- ブリンクマン指数（喫煙年数×1日あたり喫煙本数）（図表 10）

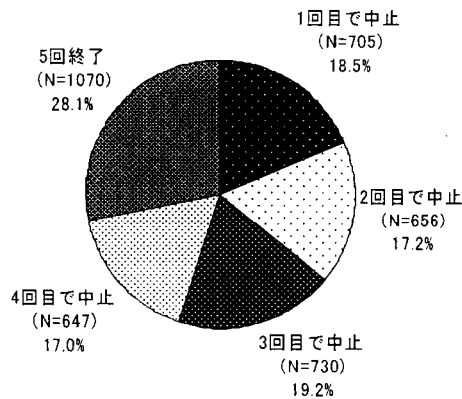


- TDS 点数（図表 11）

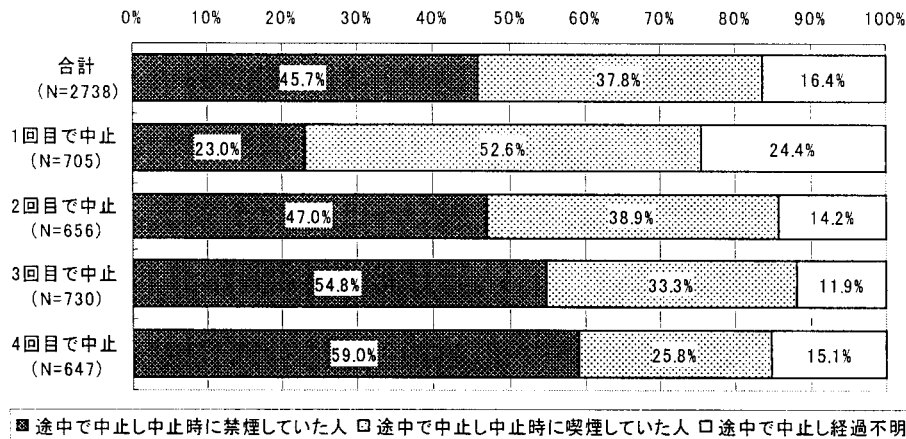


・ ニコチン依存症治療算定回数の状況（図表 1 2）

N=3808

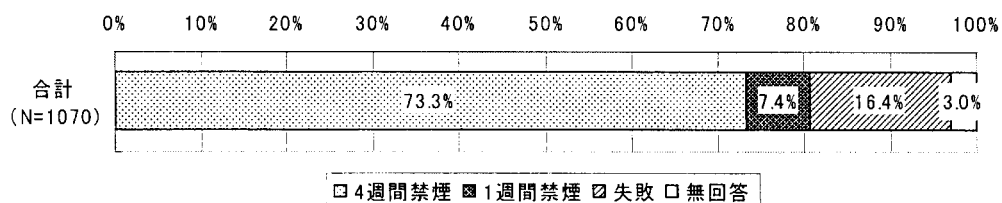


・ ニコチン依存症治療を途中で中止した人（2738人）の状況（図表 1 3）



※「中止」には、禁煙に「成功した」／「失敗」の両方の場合が含まれている。

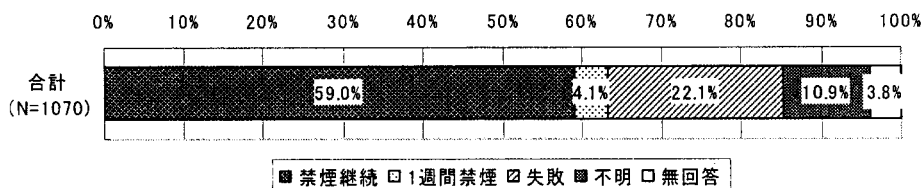
・ ニコチン依存症治療を5回実施した人（1070人）の、指導終了時の状況（図表 1 4）



※参考：禁煙の定義

1週間禁煙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5回の治療が終了している時点で禁煙しており、5回終了時点からさかのぼって少なくとも1週間、1本も吸わずに禁煙を継続している人 ・ かつ、5回目の指導時の呼気一酸化炭素濃度の値が非喫煙者レベル（8ppm未満）であった人
4週間禁煙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5回終了時点で禁煙しており、5回終了時からさかのぼって少なくとも4週間、1本も吸わずに禁煙を継続している人 ・ かつ、4回目と5回目の指導時の呼気一酸化炭素濃度の値が非喫煙者レベル（8ppm未満）であった人

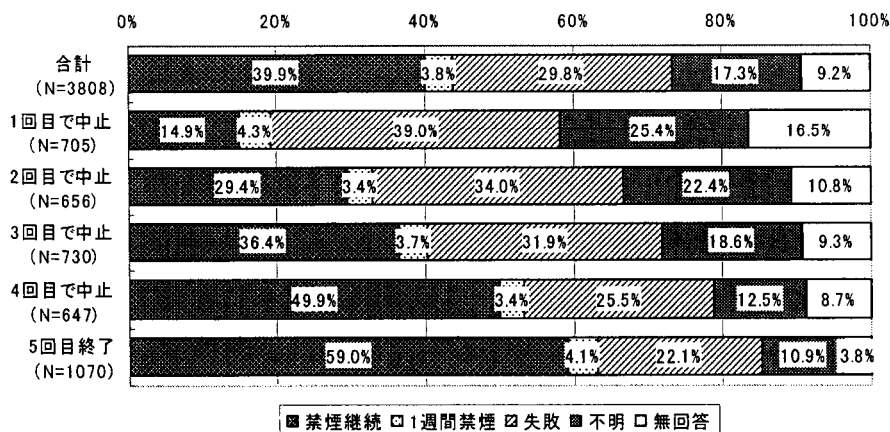
- ・ ニコチン依存症治療を5回実施した人（1,070人）の、指導終了3ヶ月後の状況（図表15）



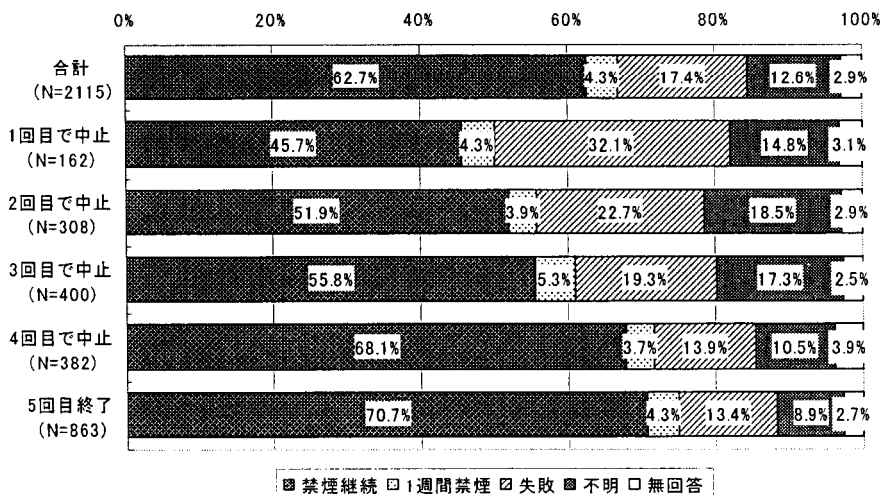
※参考：禁煙の定義

1週間禁煙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヶ月後の調査時点で禁煙しており、少なくとも1週間、1本も吸わずに禁煙を継続している人 ・ 禁煙/喫煙の状況については、自己申告とする。
禁煙継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5回目の指導終了時から3ヶ月後調査までの期間、または指導中断時から3ヶ月後調査までの期間、1本も吸わずに禁煙を継続している人 ・ 禁煙/喫煙の状況については、自己申告とする。

- ・ ニコチン依存症治療の状況別にみた、指導終了3ヶ月後の状況（図表16）



- ・ 治療中止時に禁煙、もしくは5回の指導終了時に禁煙していた人（1週間禁煙および4週間禁煙）のみ（2,115人）における、指導終了3ヶ月後の状況（図表17）



ニコチン依存症管理料の新設

1 基本的考え方

- ニコチン依存症について、疾病であるとの位置付けが確立されたことを踏まえ、ニコチン依存症と診断された患者のうち禁煙の希望がある者に対する一定期間の禁煙指導について、新たに診療報酬上の評価を行う。

2 具体的内容

新 ○ ニコチン依存症管理料

初回（1週目）	230点
2回目、3回目及び4回目（2週目、4週目及び8週目）	184点
5回目（最終回）（12週目）	180点

[対象患者]

以下のすべての要件を満たす者であること

- ・ ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（TDS）でニコチン依存症と診断された者であること
- ・ ブリンクマン指数（＝1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上の者であること
- ・ 直ちに禁煙することを希望し、「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会及び日本癌学会により作成）に則った禁煙治療プログラム（12週間にわたり計5回の禁煙治療を行うプログラム）について説明を受け、当該プログラムへの参加について文書により同意している者であること

[施設基準]

- ・ 禁煙治療を行っている旨を医療機関内に掲示していること
- ・ 禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務していること
- ・ 禁煙治療に係る専任の看護職員を1名以上配置していること
- ・ 呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること
- ・ 医療機関の構内が禁煙であること

[算定要件]

- ・ 「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会及び日本癌学会により作成）に則った禁煙治療を行うこと
- ・ 本管理料を算定した患者について、禁煙の成功率を地方社会保険事務局長へ報告すること
- ・ 初回算定日より1年を超えた日からでなければ、再度算定することはできないこととする。

- * 本管理料の新設による効果については、診療報酬改定結果検証部会による検証の対象とする。